

【宜野湾市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	9,464	9,411	9,317	9,317	9,317
② 予備機を含む 整備上限台数	0	0	10,714	6,714	2,714
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	3,800	3,800	2,360
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	3,800	3,800	2,360
⑤ 累積更新率	0	0	40.8%	81.6%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	0	200	200	998
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	200	200	354
⑧ 予備機整備率	0	0	5.3%	5.3%	15.0%

(確認事項)

- ・児童生徒数は、小学校 9 校、中学校 4 校の児童生徒数の合計とする。
- ・予備機については、国の補助上限の 15% を念頭に、常時活用を可能とするための十分な台数を整備する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・更新予定は 10,714 台となっており、令和 8 年度から令和 10 年度にかけて更新を行う。令和 8 年度以降の児童生徒数は見込みであることから、調達時に最新の数値に更新し、整備台数に反映させる。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 対象台数：10,305 台
- 処分方法
 - ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：0 台
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託：0 台
 - ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託：0 台
 - ・その他（更新事業者及び保守業者に委託）：9,565 台
 - ・その他（サポート切れまで学校で継続して利用する）：740 台

使用可能な端末は、学校支援員等の業務端末としての活用や、オンラインでの授業配信を行う際の補助端末として活用するなど学校の要望を確認し、活用する。また、再使用等できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託する予定。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

○☒処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和８年 ９月 新規購入端末の使用開始

令和８年 １０月 使用済端末の精査

令和８年 １２月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和９年 ９月 新規購入端末の使用開始

令和９年 １０月 使用済端末の精査

令和９年 １２月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和１０年 ９月 新規購入端末の使用開始

令和１０年 １０月 使用済端末の精査

令和１０年 １２月 使用済端末の事業者への引き渡し